

強まる監視社会に対して個人の尊厳と市民的自由の確立を求める宣言

現在の日本社会は、「テロの未然防止」「国際的な組織犯罪の防止」「安心・安全なまちづくり」「国民保護」「利便性」などを主なキーワードとして、治安目的により、市民社会や個人を監視するための法制度が強化されようとしている。そして、電子政府（e-japan）構想の下で、この治安目的で集められた個人情報が集約され、個人の尊厳と市民的自由が著しく脅かされようとしている。

「テロの未然防止」を主目的として、上陸審査時に外国人の指紋・顔情報等の生体情報の提供が義務付けられる出入国管理法の改定、「利便性」「行政の効率化」の名の下に進められている住民基本台帳ネットワークシステム、法務省から警察庁への性犯罪受刑者の出所情報の提供、「安心・安全」をキーワードとする警察・行政による「監視（防犯）カメラ」の設置と「自動車ナンバー自動読み取りシステム（Nシステム）」の設置、さらには、警察による治安監視と連動した民間における監視（防犯）カメラ設置の拡大、「国民保護」と「武力攻撃災害の救援」の名の下に進められている市民生活全体の相互監視システムの構築、警察が主導し地域住民を相互監視の積極的な「主体」に育て上げようとする生活安全条例の制定、犯罪捜査のために盗聴を合法化した盗聴法の制定など、既に治安監視の法制度は構築されている。

さらに、近時、日本社会は、国連の越境組織犯罪防止条約の採択を名目として、長期4年以上の懲役・禁錮にあたる犯罪を謀議した者を処罰する共謀罪の新設の動きや、資金洗浄対策やテロ資金対策を名目とし、弁護士に対して、疑わしい依頼者を警察に密告することを義務付けるいわゆる依頼者密告制度（ゲートキーパー法案）、犯罪の国際化と組織化、情報処理の高度化に対処するためとするサイバー犯罪取締法案等の国会上程の動きもある。

国や地方自治体が市民社会や個人を監視し、市民相互の監視を奨励し、弁護士に対して密告を義務付けるこれら監視法制の強化と拡大は、憲法13条が定める個人の尊厳や国家による個人のプライバシー権の侵害、市民的自由への著しい侵害の虞があるばかりでなく、日本社会全体を治安警察を中軸とした監視社会に変貌させ、相互監視に基づく異なる者への排斥と個人の内心に対する国家の介入を生み出す虞がある。

しかしながら、現在の日本社会には、このような強まる監視社会の状況下において、個人の尊厳を確保し、プライバシー権や自己情報コントロール権を確立するための基本法や行政機関が保有する個人情報に関する監視システムなど市民的自由を確保する人権法制度は未だ十分には確立されていない。

よって、当連合会は、国及び地方自治体に対し、憲法13条が定める個人の尊厳を確保し、プライバシーの保護と自己情報コントロール権の更なる確立を求め、監視社会から個人の尊厳と市民的自由を確保するために以下の提言を行う。

1. 行政機関が保有する個人情報について、個人による自己情報へのアクセス権、プライバシー権、コントロール権を確立するための基本法を制定すること。
2. 行政機関から独立した実効的な調査権限を有する第三者機関を設置し、行政機関が保有する個人情報に関する監視システムを構築すること。
3. テロの未然防止を理由とし、人権保障が軽んじられないこと。
 4. 出入国管理、パスポートの発給に関して得られた個人識別情報が、目的の範囲内で、厳格に管理、利用されることを確実にするため、第三者監視機関を設置すること。
5. 行政機関は、住民による自己の個人情報コントロール権を尊重し、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働を停止すること。
6. 受刑出所者の再犯防止のためには、対象者を監視することではなく、地域社会で孤立化させない施策を実施すること。
7. 監視カメラの設置に関する規制目的、基本原則、規制手段を明記した規制立法（法律及び条例）を制定し、監視カメラ規制のための第三者機関を設置して、被写体である市民による監視システムを確立すること。
8. 現在の国及び地方自治体による「武力攻撃災害」を前提とする「国民保護計画」の策定及び実施を中止すること。
9. 警察主導の生活安全条例から、外国籍住民を含むすべての住民の参画を基礎とし、すべての住民の人権が尊重される地域社会の確立のための条例に改変すること。
10. 共謀罪、ゲートキーパー法案（依頼者密告制度）、サイバー犯罪取締法案を成立させないこと。

当連合会は、これらの提言を実現するため、あらゆる努力を尽くすことを誓う。

以上の通り宣言する。

2006年（平成18年）11月17日

近畿弁護士会連合会